

## 【補償規約】 通信端末修理費用保険

### 第1条（対象端末機器の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、通信端末機器特約第1条（補償対象機器の範囲）に定める通信端末機器で、本特約書の有効期間（以下、「特約期間」といいます。）中に保険契約者であるMERU合同会社が販売した『Screen Protector I』『Screen Protector III』（以下、これらを「本サービス」といいます。）に付随する下記に掲げる端末機器（以下、「対象端末機器」といいます。）とします。

①対象端末機器とは、保険契約者が販売する本サービスの購入者が所有する以下の無線通信機能が内蔵された通信端末機器とします。

・スマートフォン

ただし、以下の条件を満たすものに限りします。

- a. 本サービス契約締結時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末機器
- b. 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末機器
- c. 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国で購入可能な端末機器

②対象端末機器は、本サービス申込日時時点で、メーカー発売日から5年以内の製品であるか、またはメーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、本サービス申込日を起算日として1年前より後に購入されたことの証明がとれる端末機器とします。

③保険金の支払いは、本特約書第8条（保険責任の始期および終期）で定められた期間において、1端末を上限とし、支払回数は、総計1回までとします。

ただし、同一事故による求償は1度きりとするものとします。

(2) 本条（1）の対象端末機器には、次のいずれかに該当するものを含まません。

- ①対象端末機器の付属品・消耗品（ACアダプター、ケーブル、マウス、キーボード、バッテリー、外部記録媒体等）
- ②中古製品として購入された端末機器で、本条（1）の条件を満たさないもの
- ③対象端末機器内のソフトウェア
- ④レンタル・リースなどの賃借の目的となっている端末機器
- ⑤過去に当該対象端末機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされたもの
- ⑥第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末機器
- ⑦日本国外のみで販売された端末機器

### 第2条（対象端末機器の譲渡）

さくら損害保険株式会社は、普通保険約款第2章第8条（ご契約の保険の対象の譲渡）の規定にかかわらず、被保険者が対象端末機器を譲渡した場合には、その事実が発生した時にその対象端末機器に対する効力を失います。

### 第3条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者は、本特約書第1条（対象端末機器の範囲）に定めるサービスの購入者

とします。

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

(1) さくら損害保険株式会社は、普通保険約款第1章第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が本特約書第1条（対象端末機器の範囲）で規定するサービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- ② すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- ③ 保険責任開始日前、もしくは利用契約が終了した日の翌日以降に対象端末機器に生じた損害
- ④ 対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます。）純正品以外の端末機器および技適マーク・PSEマークを取得していない端末機器の場合
- ⑤ 対象端末機器を被保険者が家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- ⑥ 対象端末機器が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- ⑦ 対象端末機器にかかった修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料および費用支払時の事務費用等）
- ⑧ 修理費のなかに航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用
- ⑨ 国外での盗難による損害
- ⑩ 特定危険補償対象外特約第1条で以下の危険を補償対象外とした場合
  - ・盗難による損害
  - ・国外で生じた損害
- ⑪ 自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した電氣的・機械的事故）

#### 第5条（他の補償との重複）

対象端末機器がメーカー保証、キャリアによる補償制度等（以下、「他の補償制度」といいます。）により、本契約で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

#### 第6条（保険責任の始期および終期）

(1) さくら損害保険株式会社の保険責任は、保険契約者が購入者に対し販売する本特約書第1条（対象端末機器の範囲）に記載のサービスの購入日から30日後の翌日午前0時に始まり、1年後の午後12時に終わります。

(2) 本条（1）にかかわらず、被保険者が本特約書第1条（対象端末機器の範囲）に記載のサービスを解約した場合もしくはサービスを解除された場合、およびサービスが終了した場合、さくら損害保険株式会社の保険責任は、解約日、解除日または終了日の午後12時に終わります。

#### 第7条（支払限度額）

さくら損害保険株式会社は、普通保険約款第1章第4条（お支払いする保険金およびその限度額）（1）の規定にかかわらず、下記の通りに本サービスそれぞれの支払限度額を設定します。

### 『Screen Protector I』

#### (1) 修理可能の場合

年間修理費用保険金額1万円を上限として、修理費用(有償交換の場合も含まれます。)をお支払いします。

#### (2) 修理不能の場合

5,000円を上限として、購入価格の50%をお支払します。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができず、同等機器を再購入された場合は、5,000円を上限として再購入価格の50%をお支払いします。

#### (3) 年度ごとの保険金の支払い

1被保険者につき1補償年度(初年度については、利用開始日から1年間とし、次年度以降については、前補償年度の末日の翌日から1年間とします。)あたりの保険金支払限度額は、合計支払保険金額と1万円のいずれか低い方の金額とします。ただし、修理不能の場合の支払限度額は、合計支払保険金額と5,000円のいずれか低い方の金額とします。

### 『Screen Protector III』

#### (1) 修理可能の場合

年間修理費用保険金額3万円を上限として、修理費用(有償交換の場合も含まれます。)をお支払いします。

#### (2) 修理不能の場合

1万5,000円を上限として、購入価格の50%をお支払します。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができず、同等機器を再購入された場合は、1万5,000円を上限として再購入価格の50%をお支払いします。

#### (3) 年度ごとの保険金の支払い

1被保険者につき1補償年度(初年度については、利用開始日から1年間とし、次年度以降については、前補償年度の末日の翌日から1年間とします。)あたりの保険金支払限度額は、合計支払保険金額と3万円のいずれか低い方の金額とします。ただし、修理不能の場合の支払限度額は、合計支払保険金額と1万5,000円のいずれか低い方の金額とします。

### 第8条 (免責金額)

(1) さくら損害保険株式会社は、対象端末機器に生じた損害の額が1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、損害保険金を支払います。ただし、1回の事故によって生じた損害の額が、保険証券記載の保険金額に相当する額以上となった場合は、保険金の支払額を算出するにあたって、免責金額を適用しません。

(2) おのおの別に保険金額を定めた対象端末機器が2以上ある場合には、それぞれについて、本条(1)の規定を適用します。